

放射線審議会で何が議論されているか

ジャーナリスト まさの あつこ

(2025年1月16日)

2024年10月23日、浅尾慶一郎環境大臣が、放射線審議会（会長：甲斐倫明・日本文理大学保健医療学部教授）に汚染土壌の再利用基準（以後、基準）等に関する諮問を行った。

基準の内容は半ページ程度。放射性物質汚染対処特措法（以下、特措法）第41条に基づいて行う（と環境省が主張し続けてきた）基準を、一般公衆が受ける実効線量が1年間につまり3ミリシーベルト（mSv）を超えないようにすること、およびセシウム137について意見を求めるというものだ。

中身が薄い諮問文だが、問題が濃不明確で、「8,000Bq/kg以下」にうとしているに等しい。

(1) 諮問で初登場した日本の復興

第一の問題は定義。

環境省が「再生利用」と言い続ける中で「日本の復興」が「目的」に追加された。復興」と語ったことはあっても、「日本」等で使うことを意識したものだろう。

一方、諮問文には、「適切な管理」は原子炉等規制法のクリアランスレベルは放射能汚染物質として管理の下で安全に行うことを前提とし、再生資材化した除去土壌の安全な利用

理」を形容する言葉として「追加検査の防止、記録の作成・保管等」（下表）

ところが、諮問文にはその説明がない。同様に「再生資材」という言葉の定義も適切に前処理や汚染の程度を低減させるよう品質調整等の工程を経て利用されるようなものが「再生資材」なのかがわ

放射線審議会で何が諮問され、何が議論されたか

(1) 諮問で初登場した日本の復興のための「復興再生利用」

第一の問題は定義。

(2) 法令としての欠陥を指摘しない放射線審議会

第二の問題は、使った汚染土壌の管理期限が未定であること。

(3) 放射線防護3原則を確保しない放射線審議会

第三の問題は、放射線審議会は放射線や原子力を扱う医療関係者や研究者16人から構成されているが、甲斐会長が「放射線防護の3原則であります、正当化、最適化、それから線量限度といった考え方を踏まえて、忌憚のない御意見を」と促したにもかかわらず、3原則の観点から問題を是正する委員がいなかったことだ。

(2) 法令としての欠陥を指摘しない放射線審議会

第二の問題は、使った汚染土壌の管理期限が未定であること。

諮問文では、「再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）する」と「維持管理」（上表赤字）が加わった。ところが維持管理の終了時期については、環境省は「放射性物質の減衰も当然ございますので（略）今後のモニタリング等の知見を踏まえて、検討していきたい」（令和6年10月29日放射線審議会議事録）と未定のままであるにもかかわらず、放射線審議会は問題にできなかった。

しかし、2016年の検討会では「100Bq/kg相当（クリアランスレベル）までに減衰する期間」として2025年に使い始めた場合は190年以上と明解だった。

使々と管理期間を190年と書くべきだが、実際、環境省は2024年9月、国際原子力機関（IAEA）に汚染土壌

2016		
再生利用／復興再生利用	利用先を管理主体や責任が不明な民間事業者等に委ねる	からの日本の復興に資することを目的として、実際や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）すること
	公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定した上で、追加検査による線量を制限するための放射線濃度の設定、覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等の適切な管理の下で、再生資材を限定的に利用することをいう	

関する知識などについて、特別の教育を行わなければならないし、定期的に健康診断を受けさせる義務がある。一方で、環境省は「除去土壌の濃度は8,000Bq/kg以下のものを使うということで、電離線の適用も受けない」と説明。再生利用の事業者がなんの教育機会も与えられなければ、汚染土壌が積み上がった隣で飲食をしないとも限らない。その危うさについて指摘する委員が、放射線審議会には一人もいなかった。

細かな質問に対して環境省はことごとく「ガイドラインに書く」と回答。甲斐会長は、「ガイドラインの拘束力」を尋ねたが、環境省は「環境省や自治体を実施するので一定程度の拘束力は持つ」と誤魔化した。ガイドラインに拘束力があるわけがないが、質疑はこれで終わった。こんな状態で放射線審議会が書く答申が、事業者や周辺住民の健康を守るものになるとは考え難い。

放射線審議会で何が議論されているか

ジャーナリスト まさの あつこ

(2025 年 1 月 15 日)

2024 年 10 月 23 日、浅尾慶一郎環境大臣が、放射線審議会（会長：甲斐倫明・日本文理大学保健医療学部教授）に汚染土壌の再利用基準（以後、基準）等に関する諮問を行った。

基準の内容は半ページ程度。放射性物質汚染対処特措法（以下、特措法）第 41 条に基づいて行う（と環境省が主張し続けてきた）基準を、一般公衆が受ける実効線量が 1 年間につき 1 ミリシーベルト（mSv）を超えないようにすること、およびセシウム 134 と 137 で、計 8,000 ベクレル／キログラム（Bq / kg）以下にすることについて意見を求めるというものだ。

中身が薄い諮問文だが、問題が満載だ。基準を遵守させる規定が法律にない上に、諮問文でも文言や定義が不明確で、「8,000Bq / kg 以下」にすら拘束力を持ち得ない。放射線審議会に白紙の約束手形にサインさせようとしているに等しい。

(1) 諮問で初登場した日本の復興のための「復興再生利用」

第一の問題は定義。

環境省が「再生利用」と言い続けてきた文言は、諮問で「**復興再生利用**」という言葉に変わった。その定義の中で「日本の復興」が「目的」に追加された（下表**太字**）。これまで除去した汚染土壌の利用について、「福島の復興」と謳ったことはあっても、「日本の復興」という言葉が使われたことはない。これは「全国」の公共事業等で使うことを意識したものだろう。

一方、諮問文には、「**適切な管理**」とは何かを説明する文言がない。これまで環境省は、「8,000Bq / kg」は原子炉等規制法のクリアランスレベル 100Bq / kg 以下の 80 倍だ、二重基準だと批判されるたび、クリアランスレベルは放射能汚染物質として扱わなくてよいものとして定められた一方、汚染土壌の再生利用は「適切な管理の下で安全に行うことを前提」としたものだから別物だと主張してきた。そして、2016 年に初公表した「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」（以後、「2016 年考え方」）では「適切な管理」を形容する言葉として「追加被ばく線量を制限するための放射能濃度の設定、覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等」（下表太字）と何かを少なくとも例示していた。

ところが、諮問文にはその説明がない。

同様に「再生資材」という言葉の定義が諮問文にはない。「2016 年考え方」では、再生資材とは「除去土壌を適切な前処理や汚染の程度を低減させる分級などの物理処理をした後、用途先で用いられる部材の条件に適合するよう品質調整等の工程を経て利用可能となったものをいう」という定義があったが、諮問文のままでは、どのようなものが「再生資材」なのかがわからない。

	2016 年考え方	諮問文
再生利用／ 復興再生 利用	利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定した上で、追加被ばく線量を制限するための放射能濃度の設定、覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等の適切な管理の下で、再生資材を限定的に利用することをいう	東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用(維持管理することを含む)すること

(2) 法令としての欠陥を指摘しない放射線審議会

第二の問題は、使った汚染土壌の管理期限が未定であること。

諮問文では、「**再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）する**」と「維持管理」（上表**太字**）が加わった。ところが維持管理の終了時期については、環境省は「放射性物質の減衰も当然ございますので（略）今後のモニタリング等の知見を踏まえて、検討していきたい」（令和6年10月29日放射線審議会議事録）と未定のままであるにもかかわらず、放射線審議会は問題にしなかった。

しかし、2016年の検討会では「**100Bq / kg 相当（クリアランスレベル）までに減衰する期間**」として2025年に使い始めた場合は190年以上と明解だった。

堂々と管理期間を190年と書くべきだ。実際、環境省は2024年9月、国際原子力機関（IAEA）に汚染土壌の再生利用について「IAEAの安全基準に合致している」とお墨付きをもらいはしたが、様々な指摘も受けている。例えば、「特別な管理の期間を終了するために必要な決定事項を、いずれ明確にすべきである」「再生利用事業の長期的な安全性を示すためには、再生利用事業の管理期間後の安全評価を行うことが重要」とされたのだから、そこまで書くのが当然だ。記載できることまで記載しないのは、「**適切な管理**」責任の放棄である。

(3) 放射線防護 3 原則を確保しない放射線審議会

第三の問題は、放射線審議会は放射線や原子力を扱う医療関係者や研究者 16 人から構成されているが、甲斐会長が「放射線防護の 3 原則であります、正当化、最適化、それから線量限度といった考え方を踏まえて、忌憚のない御意見を」と促したにもかかわらず、3 原則の観点から問題を是正する委員がいなかったことだ。

- ① 正当化とは、放射線を使う行為は、もたらされる便益が放射線のリスクを上回る場合のみ認められるというものだ。しかし、復興再生利用がどう正当化されるのかの議論はなかった。
- ② 最適化とは、経済的・社会的要因を考慮して合理的に達成可能な範囲で、被ばく線量を低減することを、ステークホルダーが参加して決めることだ。先述した IAEA 報告書では「目指すべき線量レベルは、**地域住民や市町村などの利害関係者と協議して決定することを制度に明記する**」と書かれているのに、法律にも諮問文にも、明記されていない。しかし、IAEA 報告書を読んでいないのか、それを指摘した委員がない。
- ③ 線量限度に関して、環境省は「事故後の対応であることを踏まえ、現存被ばく状況における参考レベル（1~20mSv/ 年）」と「計画被ばく状況における公衆被ばく線量限度（1mSv/ 年）」の両方を勘案し、作業者も公衆も追加被ばくが 1mSv/ 年を超えないという考え方をとることにしたと説明。つまり、全国が「現存被ばく状況」であることを前提においた考えだ。

(3) 放射線防護 3 原則を確保しない放射線審議会（続き）

放射線審議会委員からは「現存被ばくと言われても、うち関係ないしというようなコミュニケーション上の齟齬が出る可能性がある」との指摘はあったが、環境省はお構いなしだ。

一方で、委員の中には「あまり厳しくするというのも、除染作業や一般の我々のような放射線業務従事者の放射線障害防止の考え方というものが既にある」からそれらと整合させるべきだと言い放つだけの者もいた。しかし、放射線業務従事者には電離放射線障害防止規則（電離則）が適用され、除染作業者にも電離則に準じたいわゆる「除染電離則」が適用される。事業者は従事者らに放射線が身体に与える影響や線量管理の方法に関する知識などについて、特別の教育を行わなければならないし、定期的に健康診断を受けさせる義務がある。一方で、環境省は「除去土壌の濃度は 8,000Bq/kg 以下のものを使うということで、電離則の適用も受けない」と説明。再生利用の作業者がなんの教育機会も与えられなければ、汚染土壌が積み上がった隣で飲食をしないとも限らない。その危うさについて指摘する委員が、放射線審議会には一人もいなかった。

細かな質問に対して環境省はことごとく「ガイドラインに書く」と回答。甲斐会長は、「ガイドラインの拘束力」を尋ねたが、環境省は「環境省や自治体が実施するので一定程度の拘束力は持つ」と誤魔化した。ガイドラインに拘束力があるわけがないが、質疑はこれで終わった。こんな状態で放射線審議会が書く答申が、作業や周辺住民の健康を守るものになるとは考え難い。

放射審議会 https://www.da.nra.go.jp/search?fuse=1&ftxt=1&f.gi=M003_008

第163回 放射線審議会総会 2024年10月29日

第164回 放射線審議会総会 2024年12月10日